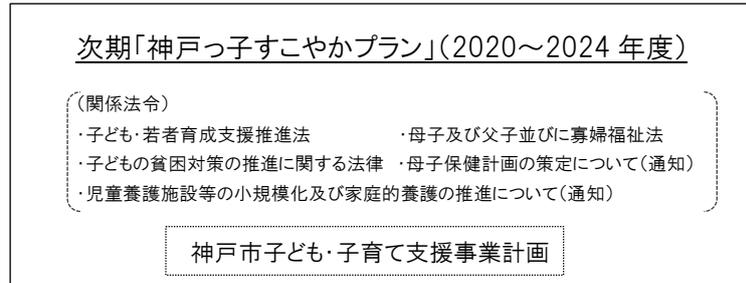


次期計画について

1. 計画策定の目的

本市では、平成 27 年 3 月に、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」等を定めた「神戸市子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、平成 28 年 3 月に、次世代育成支援対策推進法及びその他法令に基づく行動計画「新・神戸っ子すこやかプラン」を策定している。

これら 2 つの計画期間は、いずれも令和元年度末で終期を迎えることから、引き続き、関係法令に基づく計画を策定し、子育てにかかる施策を総合的かつ効果的に推進していく。



2. 計画の集約化等

計画の策定にあたっては、「神戸市子ども・子育て支援事業計画」及び「新・神戸っ子すこやかプラン」を一体化した計画として**集約化**するとともに、**重点化・簡素化**を行い、市民に対して分かりやすく見やすい計画となることを目指す。

3. 子ども・子育て支援法に基づく「量の見込み」及び「確保方策」算定事業

| |
|--|
| 1. 教育・保育の確保量 |
| 2. 地域子ども・子育て支援事業 |
| ① 利用者支援事業（保育サービスコーディネーター） |
| ② 時間外保育事業（延長保育） |
| ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育） |
| ④ 子育て短期支援事業（子育てリフレッシュステイ） |
| ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導） |
| ⑥ 養育支援訪問事業（保健師による相談・指導等） |
| ⑦ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター等） |
| ⑧ 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業（幼稚園預かり保育、一時保育） |
| ⑨ 病児保育事業（病児・病後児保育事業） |
| ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） |
| ⑪ 妊婦健康診査事業 |

4. スケジュール（予定）

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------|----|----|----|----------|---------|-----|---------|-----------|----|---------|----|
| | | | | ● 第1回会議 | ● 第2回会議 | | ● 第3回会議 | | | 第4回会議 ● | |
| 次期計画における骨子の検討 → | | | | 計画素案の作成 | | | 最終案の作成 | | | 計画の確定 → | |
| | | | | 適宜部会等を開催 | | | ● 市会報告 | | | ● 市会報告 | |
| | | | | | | | | ← パブロメの実施 | | | |